

# 教育ひょうご

発行所 神戸市中央区中山手通4丁目10-8  
兵庫県教職員組合  
発行人 山名 幸一  
編集人 川原 芳和  
電話 050(3538)2346  
1部7円 年定価280円  
(組合員の購読料は組合費の中に含む)

2009/5-21

No. 1741

2面

・専門部三役のみなさん  
・学力  
子どもからはじまる教育④

## 5月19日県教委「夏季一時金に対する申し入れ」に対する回答

# 6月期の期末・勤勉手当は現行の条例どおり支給!

### ただし、秋の勧告を受けて、12月期に年間分を調整

兵教組は、5月14日におこなった県人事委員会の「夏季一時金に関する特別調査結果の報告」以降、県教委に対し、5月15日付で「兵庫県人事委員会『夏季一時金に関する特別調査』の報告に関する申し入れ」をおこない、折衝を重ねてきた。

兵庫県人事委員会「夏季一時金に関する特別調査」の報告に関する申し入れ



団体署名を持ち、人事委員会要請行動をおこなった。(県庁で、5月8日)

## 第1回兵教組支部書記長・専門部会議

いくのか。教職員組合として守り果たすべき役割は何だろう。子どもたちの教育に対して、現場教職員としてできることはどうい

5月8日から2日間、ラッセホールで09年度「第1回兵教組支部書記長会議・兵教組専門部三役会」が開催された。冒頭、「兵教組運動60年の歴史に学ぶ」と題して山名幸一執行委員長は、「時代の変化を見つめながら、どう運動を構築し展望を切り拓いていくのか。教職員組合として守り果たすべき役割は何だろう。子どもたちの教育に対して、現場教職員としてできることはどうい



「書記長は支部執行部の要。新しい時代の兵教組運動をどう切り開きつくりあげていくのかを考えていただきたい」と委員長は語った。(5月8日、ラッセホールで)

とだろうか。ということを本部・支部、知恵と論議を尽くして新しい時代に立ち向かっていくには、どうするか。と提案された。兵教組運動の推進役としての地区専従役員や支部書記長の任務が話され、教員免許更新制や教育研究活動の活性化、兵庫の主幹教諭の活用、記録簿の記入と割振についての説明があった。また、地



話を聴く参加者たち。(5月8日、ラッセホールで)

## 新しい時代の兵教組運動の構築と

### 展望を切り拓いていくために

兵庫県人事委員会は5月14日、知事及び県議会議長に対して「夏季一時金に関する特別調査結果の報告」をおこなった。その内容として、「本県職員の期末・勤勉手当に直ちに反映させるべきという判断には至らなかった」(今後、現在実施している例年の職種別民間給与実態調査により、県内民間事業所の状況を精確に把握し、秋の勧告に反映させていく)こととしてい

る。一方で総務省は、5月8日付「人事院勧告の取扱いについて」にて、「地域の実情を踏まえつつ、国の取扱いを基本として対応されたい」と要請しているが、今回の人事院勧告は、わずか340社の対前年増減比の調査結果に基づいて凍結勧告をおこなったものであり、これは、人事院勧告にもとめられてきた科学性や正確性を人事院自ら否定し

た内容であると私たちは考えている。私たち教職員は、いじめ、不登校、「子ども虐待」などの深刻な状況を直視し、子どもたちに生きる力を育み、ゆたかな教育を創造するために、日々努力しているところ。このような状況の中で、私たちの暮らしにゆとりと豊かさをもとめる要求がより一層強まっています。私たちは、県教育委員会

に対して、1. 国における0・2月の凍結勧告は、本来の民間給与実態調査ではなく、その正確性や決定の過程の少なさなどの問題があるため、兵庫県の人事委員会報告の趣旨を尊重し、一部凍結をおこなわないこと、2. 12月期の期末・勤勉手当を調整していきたいと考えています。今後、このことについては、今年度の給与改定交渉

の中で十分協議させていた

「6月期の夏季一時金に関する回答の概要」  
本県における本年6月期の夏季一時金の取扱いであるが、国においては、6月期の期末・勤勉手当支給について0・20月分の支給を凍結したところであり、国公準拠の観点から、このことについては重く受け止める必要があると考えている。  
本県においては、人事委員会の報告内容が、6月の段階では国と同様の措置を行うとの判断には至らなかったため、人事委員会の報告の趣旨を尊重し、この6月期の期末・勤勉手当は、現行の条例どおり支給することとするが、年間トータルでは、国の減額と均衡をとっていく必要があるため、秋の勧告を受けて、12月期の期末・勤勉手当を調整していきたいと考えています。今後、このことについては、今年度の給与改定交渉



たつの市西栗栖小学校四年 山下 翔 (こどもの詩と絵 第29集より)

## わくわくキャンペーンで資料請求を!

### 医療共済

1泊2日以上入院や手術を保障。各オプションもセットできます。1年ごとに契約内容を見直すことができます。

契約例	
入院5,000円タイプの場合 (医療スタンダード5口=基本契約+長期入院特約+手術特約+遠征特約)	入院 1日につき5,000円 ●1入院につき年間180日まで
ガン入院	1日につき1万円 ●支払日数無制限
長期入院	一時金で15万円 ●180日以上継続入院に
手術	一時金で20万~5万円 ●所定の手術に
退院	一時金で5万円 ●20日以上継続入院後の退院に
月掛金 1,750円	

さらに特定の病気に備えるならオプションをセット!

ガン診断特約(5口) 出生後初めてガンと診断されたら一時金で100万円	月掛金 905円
生活習慣病特約(5口) 所定の生活習慣病で1泊2日以上入院したら1日につき5,000円	月掛金 260円
女性特定疾病特約(5口) 所定の女性特定疾病で1泊2日以上入院したら1日につき5,000円	月掛金 310円

※すべて60歳以下の場合の掛金です。

### 団体生命共済

死亡・障害を保障。公務・交通災害死亡はさらに厚い保障。1年ごとに契約内容を見直すことができます。

契約例 独身の方におすすめ	
死亡300万円タイプ(3口)の場合	月掛金 810円
死亡・高度障害	300万円
公務・交通災害死亡	450万円
所定の障害	120万~15万円

契約例 大きな保障が必要な方に	
死亡2000万円タイプ(20口)の場合	月掛金 5,400円
死亡・高度障害	2,000万円
公務・交通災害死亡	3,000万円
所定の障害	800万~100万円

※すべて60歳以下の場合の掛金です。

資料請求・お問い合わせ

教職員共済生活協同組合兵庫支部事業所  
FAX:078-221-1199 TEL:078-221-9730  
住所:神戸市中央区中山手通4丁目10-8

あなたと誰かをつなぐもの。



承08-企-111(0903)

\*この広告は医療共済、団体生命共済、新・終身共済の概要をご説明しています。ご契約にあたっては各共済のパフレットおよび重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)をご覧ください。制度内容をご確認ください。

# 専門部三役

私たちのリーダー

職場で頼れるなかま。専門部の新三役の意気込みや皆さんへのメッセージを紹介しま

## 栄養職員部 栄養部 養護部



栄養職員部三役の皆さん、右上から三村恵さん(揖龍)、長畠悦代さん(津名)、田中智子さん(美方)、右下から福嶋美千代さん(宝塚)、須貝直美さん(姫路)

「一人じゃない。なかまがいるんだ!」

### 栄養職員部

三役になって

★組織強化と多くの課題解決に向けて、なかまとも頑張り続けていきたい。

★各地区・支部での現状を把握し、連携を深め意思疎通し、なかまの一人ひとりを大切にしていきたい。

★学校給食の合理化問題(民間委託・給食センターの統廃合など)と

と

と

★食育推進にむけての条件整備。

★共同調理場の栄養教諭、学校栄養職員の労働条件の改善。特に通勤手当の実態に則した改善。

★兵庫県版「学校給食衛生管理マニュアル」の09年度改定版にむけての取り組み。

★主に日教組の課題にとりかかっています。第21回日栄養研が盛大に開催されるよう頑張ります。

★組合活動をととして、一番の財産は多くのなかまに出会えたこと。なかま

まがいると強く実感し、頑張れるエネルギーとなります。様々な運動を通して、政治のしくみや広い視点から自分たちの置かれている状況を見ることができま

★組合活動の原点に立ち返り、分会のあつてのべき姿を改めて問う時期にきています。

★日教組に集う他府県の実情を知るにつれ、兵教組の素晴らしさを実感しています。

★自分の仕事に責任と誇りを持ち、多くのなかまを支えあつて共に頑張り続けていきたいと思います。

★「団結こそ力なり!」人は組織を作り、組織によって守られるのです。少人数職種は一人で悩みを抱えこむことも多くあります。子どもたちを守るなかまとして、分会の皆さん、一声かけてあげてください。



養護職員部三役の皆さん、右から島村洋子さん(揖龍)、伊藤玲子さん(神戸)、関本則子さん(伊丹)、中村美智留さん(氷上)

なかまを大切に、一緒に頑張り続けていきたいと思います。

### 養護職員部

★現場の声を集約し、運動方針にそつた活動になるよう努めていきたい。

★戸惑うこともありますが、みなさんに支えていただきながら頑張りたいです。

★おかしいことを見抜く目

### 学力

子どもからはじまる教育④

教育的居場所づくり

学力形成にとって、教職員による生活指導などの教科外の教育活動は、どのような役割と機能を発揮するの

のか。何よりもまず、子どもたちの学習活動を組織するさい、教育的居場所づくりの観点が前提条件となる。居場所とは、人が生きていくうえで不可欠かつ自己実現に必要な場所であり、社会的居場所と人間的居場所がある

者にとって自分が必要とされる、信頼されている場である、信頼されている場である、信頼されている場である

居場所とは、自尊心をもてる場であり、自分のよさを

学校・学級・家庭・地域での生活のなかに確保されていることが、学習活動成立の契機となり、条件となる

た。たとえば、いじめは被害者の子どもの社会的居場所を奪い、個人の尊厳を傷つけ、学習意欲を萎えさせる

## 子どもたちの教育的居場所づくりと

### 知の総合化をめざす

導を通して、こうした教育的居場所を学校・学級の生活世界の中につくりだし、学ぶことを支え励まし、主体的な人間関係を育てることを通して、学力形成の土

台の役割を果たす。中学校学習指導要領が可

### 知の総合化

とともに、加害者の人権感覚をマヒさせる。また、深刻な学力不振は、人間的居場所の喪失により引き起こされ、学ぶことの意味やおもしろさが分からず、劣等感にさいなまれ、自分への信頼感を失い、学習意欲をそがれることに陥りやすい。

生活指導は、子どもたちの自治的・集団的活動の指

け、知の総合化を図ること

能となる。PISA調査で好成绩のフィンランドは、クロス・カリキュラム・コンピテン

ス(問題解決能力、批判的思考、コミュニケーション能力、忍耐、自信といった教科を横断した能力)を21世紀を生き抜くための道具として重視している。これは、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題を学習活動の射程に入れ、子どもの興味や関心に基づき、地域や学校の特色に応じた知識と生活の結び付きや知の総合化をねらいとする日本の総合学習に通じるものがあるといえる。

(終章「現代の学力論と学力形成の論理」P.178-179)

## 公務員(教職員)訴訟対応保険

(教職員特約条項付帯公務員賠償責任保険)

### 【公務員(教職員)訴訟対応保険の特長】

1. 弁護士費用などの争訟費用を先払いすることができます。  
※引受保険会社の事前の同意が必要となります。
2. 言いがかり的な訴えによって発生した争訟費用にも対応できます。
3. 民事訴訟・住民訴訟に対応します。
4. 児童・生徒に対する見舞品購入費用や見舞金、そのほか事故の初期対応に要する費用(事故現場への交通費など)をお支払いします。
5. 月額370円からの保険料で、想定外の事態に備えることができます。

※加入者の直接的な行為・指示を原因として発生した対人事故のため、個人で支出した1.~4.の費用を補償します。

個人の権利意識の高まりとともに、教育活動中の事故に関して自治体のみならず教職員個人も損害賠償を請求される事例が増加しています。想定外の事態からご自身を守る新たな制度として「公務員(教職員)訴訟対応保険」にぜひご加入ください。

補償金額と保険料		プランA	プランB	プランC
支払限度額 (1請求・保険期間中)	損害賠償金	5,000万円	3,000万円	500万円
	争訟費用	500万円	300万円	500万円
	初期対応費用	50万円	50万円	50万円
年払保険料		7,530円	6,470円	4,050円
月払保険料		690円	590円	370円

事務取扱い・問合せ先

(有)学校厚生会 (078)331-9316